

地域公共交通会議の要件

地域公共交通会議は、下記省令に基づく構成員が参画する必要があります。会議の名称が必ずしも「地域公共交通会議」となっている必要はなく、設置要綱に「道路運送法の規定に基づく」旨を記載し、構成員の要件を備えていればOKです。

(道路運送法施行規則)
 第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**
- 六 **自家用有償旅客運送について協議を行う場合**には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において**現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として**加えることができる**。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ **道路管理者**
 - ロ **都道府県警察**
- 二 **学識経験を有する者**その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

- 必ずしも首長が会議に参加する必要はなく、部長級等に委任することが可能です
- 団体とは、バス協会やタクシー協会を想定しています
- 自治会等からの選任や、公募による選任も考えられます。日頃、公共交通を使っている人の意見を拾えるよう留意しましょう
- 実際には、運輸支局輸送部門の首席（課長級）が参画しています
- バス会社等の労働組合（組合が組織されていない場合は、運転手の代表者）を想定しています
- 路線や区域について検討するにあたっては、道路管理者や警察にも会議に参画してもらったうえで検討を進めることをおすすめします
- 関東運輸局管内で活躍する学識経験者リストを、関東運輸局ホームページで公開しています
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/yuusikisya.html

上記の“必須メンバー”以外にも、**教育・福祉・商業・まちづくり**といった分野からも会議に参画してもらうことにより、多様な立場との調整や、多様な立場からのニーズの把握が期待できます。



コラム：「地域公共交通会議」と「地域公共交通活性化協議会」は一本化できます！

「地域公共交通活性化協議会」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく会議体で、地域公共交通計画の作成及び実施について協議検討することを目的とする会議ですが、「地域公共交通会議」と同じ“地域公共交通”を協議対象とする会議体であり、設置要綱等に規定することにより**両方の要件・目的を兼ねた会議体**とすることができます。

〇〇市地域公共交通会議設置要綱（活性化協議会及び運賃協議会（分科会）を兼ねる例）

制定 〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇（市町村）地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、**道路運送法**（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の实情に応じた適切な**乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等**に関する事項（運賃・料金に関しては別に定める分科会で協議を行う。）
- (2) **路線**（当該路線が〇〇市内においてのみ行われる路線定期運行である場合に限る。）の**休止又は廃止**に関する事項
- (3) **自家用有償旅客運送**の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) **地域公共交通計画の作成及び変更**に関する協議に関する事項
- (5) **地域公共交通計画の実施に関する協議**に関する事項
- (6) **地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施**に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

～以下略～

地域公共交通会議設置要綱の「モデル要綱」は、通達「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」のなかでお示ししていますので、ご参照ください！



「地域協議会」についても同様に、設置要綱等に規定することにより、両方（「地域公共交通会議」「地域公共交通活性化協議会」「地域協議会」の3つ）の要件・目的を兼ねた会議体とすることができます。